

関 係 各 位

横須賀市長 上地 克明
(公印省略)

地域安全安心活動関係物品の支給及びアンケートについて

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、市民生活課では、地域における計画的な安全安心活動に対し、関係物品を支給し、活動を支援しております。

地域安全安心活動関係物品の支給をご希望の場合は、裏面「地域安全安心活動関係物品支給について」をご覧ください、別紙「地域安全安心活動関係申請書（申請書）」、「物品支給一覧表」にご記入の上、5月31日（金）までにご送付ください。

○申請の際に注意いただきたいこと

- ・年度末の実績報告は必要ありませんが、無理のない計画に基づき申請ください。
- ・小中学校・幼稚園等から申請される場合は、児童・幼児の登下校時の交通安全確保ほか、地域での活動に使用するものとしてください。
- ・催事等に伴う短期間の安全安心活動の際は、物品の貸し出しも行います。詳しくは、担当までご連絡ください。

- ・横断旗（誘導用）につきましては、横須賀法人会から市に寄付いただいた旗を納品させていただきます。（旗の大きさや色は変わりません。）

なお、横断旗（誘導用）による誘導の仕方について、動画を配信していますので是非ご活用ください。

URL: <https://youtu.be/Q4pVJBVjqmU>



○アンケートのお願い

今後の地域安全安心活動施策の参考にしたいと、アンケート調査用紙を併せて送付しております。お忙しいところ恐縮ですが、「申請書」とあわせて、ご返送くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

物品の申請をされない場合も、可能な範囲でアンケートにご協力くださるよう、重ねてお願い申し上げます。

(お問い合わせ先) 横須賀市地域支援部市民生活課 下田
〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
電話 822-9707 (直通) / FAX827-4803
電子メール cl-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp

地域安全安心活動関係物品支給について

1 支給要件、申込方法等

支給の対象は、防犯パトロール、交通安全活動のいずれか、または双方を毎月2回以上実施（計画）している5人以上の市民グループです。

実施する内容により、上限金額、支給物品が異なります。

申請団体が次の（A）～（C）の、いずれに該当するか確認のうえ、「申請書」にてお申込みください。

（A）防犯パトロールのみ実施する場合

①申請書の活動分野の「防犯パトロール」をチェック

②物品一覧表（申請書裏面）の品番1～15から、**15,000円以内**でお申し込みください。

（B）交通安全活動のみ実施する場合

①申請書の活動分野の「交通安全活動」をチェック

②物品一覧表（申請書裏面）の品番16～26から、**10,000円以内**でお申し込みください。

（C）防犯パトロール及び交通安全活動の双方を実施する場合

①申請書の活動分野「防犯パトロール」「交通安全活動」双方をチェック

②物品一覧表（申請書裏面）の品番1～26から、**25,000円以内**でお申し込みください。

※防犯パトロール→空き巣被害の防止等を目的とした見回り

交通安全活動→幼児・児童等の登下校時の交通安全確保を目的とした
横断指導、通学路の安全点検等

- 2 支給方法 市が契約した事業者が直接配布します。
横断旗（誘導用）につきましては、横須賀法人会から市に寄付いただいた旗を納品させていただきます。（旗の大きさや色は変わりません。）
- 3 支給時期 9月末頃
- 4 申請締切 申請は、5月31日（金）必着でお願いします。